令和８年（フ）第２００号
山梨県甲府市朝気３丁目９番15号　ＫＥＩＳ　ＨＯＵＳＥ105、前住所山梨県甲府市青沼２丁目22番１号　14号室
債務者　荒井　洋二
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４３０号
静岡県御前崎市御前崎32番地の46
債務者　三宅　潮子
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２９号
静岡県富士市宮島745番地の４　サニー・オンリーワン201号
債務者　竹津　政年
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１５５号
静岡県富士市松岡14番地の１　グランドール岩松北203号
債務者　井出　陽子
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１６１号
静岡県富士宮市小泉236番地の２　シティーリバーＶ　Ｊ－１
債務者　野田　将啓
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１８１号
兵庫県伊丹市南町４丁目５番30―305号、前住所兵庫県伊丹市御願塚４丁目７番11号　レオパレス新伊丹第２　203号
債務者　芝　　彩夏
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第４１９号
兵庫県姫路市下寺町125番地１　801
債務者　玉川　和明
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１６６号
奈良市高畑町156番地の１
債務者　木谷　聡孝
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２２５号
和歌山県海南市大野中229番地３
債務者　白木　勇勝
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２５５号
和歌山県海草郡紀美野町毛原宮530番地
債務者　松川　　恵
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２８１号
和歌山市有家329―１　スローライフホーム222号室、住民票上の住所和歌山県岩出市西国分401番地の７（905号）
債務者　杉浦　信男
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３００号
和歌山県有田郡広川町大字広381番地　南団地　25号
債務者　山﨑　裕士
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３０２号
和歌山市加納48番地８　ファミール前島Ⅱ201
債務者　酔月こと　谷口　裕子
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３０５号
和歌山県海南市名高445番地
債務者　小林　俊美
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３８４号
岡山市南区浦安西町56番地５
債務者　立花圭一郎
１　決定年月日時　令和８年８月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３９８号
岡山市南区福富西二丁目11番１号　ビレッジハウス１号棟207、旧住所岡山市北区奥田二丁目３番11号　302
債務者　亀岡武満則
１　決定年月日時　令和８年８月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
　　岡山地方裁判所第３民事部